

征夷大將軍の系譜

——『梅松論』における頼朝と尊氏——

北 村 昌 幸

一 はじめに

源頼朝が征夷大將軍に任じられた建久三年（一一九二）は、一般に鎌倉幕府成立元年とされている。この問題をめぐっては歴史学者のあいだで見解の相違が見られるのだが⁽¹⁾、しかし、仮に幕府機構がすでに文治年間（一一八五—九〇）に整えられていたのだとしても、当時の武家社会の人々にとって、源氏の棟梁の將軍職就任が銘記に値する出来事であったことは疑いない。やがて先例故事と化した頼朝の事績は、百四十余年後に足利尊氏が同じく幕府初代將軍となったとき、強く意識されたであろう。このことに関しては、近年、文学研究と史学研究の両方の場で発言が相次いでいる。足利政権と禪宗との関係に注目する西山美香氏⁽²⁾や、尊氏自身が頼朝の再来を自称したとする本郷和人氏⁽³⁾が、その筆頭に挙げられる。また、足利宗家による正統性主張のなかで頼朝の家系の相対化が図られていたとする見解も、川合康氏によって示されている⁽⁴⁾。だが目下のところ、足利幕府寄りの性格を顕著に示す『梅松論』を取り上げて、二人の將軍の連関の様相を分析することは、必ずしも十分には行われていない。尊氏の正当性を謳い上げる『梅松論』こそ、將軍の先例という命題に対して非常に敏感だったと想像されるのであり、これを組上に載せるこ

とは、中世歴史叙述の研究においてきわめて重要な課題となるはずである。以下、二人の將軍の形象に見られる共通点もしくは相違点を手がかりとしながら、『梅松論』の論理を読み解き、その特質を明らかにしていきたい。

二 頼朝の將軍補任

『梅松論』は鏡物の定型を受け継ぎ、語り手と聞き手を登場させて歴史叙述を繰り広げる作品である。眼目はもちろん元弘建武の内乱を語ることであるが、彼らの問答は「先代」の語義と「將軍」の系譜とを説くところから始まっている。頼朝の事績に関して最初に言及している箇所を引用しよう⁽⁵⁾。

同七十八代二条院ノ御宇、平治元年ニ信頼義朝等、大内ニ引籠シカバ、清盛一カヲ以テ即時ニ打平ゲ、天下静謐セシメテ、其功ニホコテ政務ヲ自專シ、朝威ヲ背、惡逆無道ヲ現ズル間、後白川法皇密ニ院宣ヲ被_レ下ニヨテ、^(A)頼朝朝臣義兵ヲアゲ、平家一族悉追討セラル。^(B)叡感ノ余ニ^(C)日本国ノ惣追捕使并征夷大將軍職ヲ被_レ補任_一。御昇進ハ正二位ノ大納言兼右近衛大將也。当官補任ノ後、則而職ヲ辭給。

傍線③が①をもたらしたとするのは事実誤認である。頼朝が征夷大將軍に任じられたのは、正しくは後白河法皇が崩御した後のことなのである。すでに壇ノ浦合戦から七年もの歳月が経過していた。『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条には、頼朝が以前からこの職を望んでいたこと、そして、法皇崩御を機にようやく補任が実現したことが記されている。おそらく頼朝は東国を軍事的に支配するのにふさわしい肩書きを求めていたのであり、同時に、鎮守府將軍であった藤原秀衡の地位を超えることも企図していたのだろう⁽⁶⁾。しかし後白河はそれを認めなかった。義経問題を火種として、文治の頃、京都と鎌倉のあいだに緊張関係が生じていたことは疑いない。「日本国第一之大天狗」(『玉葉』文治元年十一月二十六日条、および『吾妻鏡』同年十一月十五日条)という頼朝の言葉はよく知られている⁽⁷⁾。にも

かわからず『梅松論』は、後白河が「叡感ノ余ニ」頼朝を「征夷大將軍職」に就けたと説いているわけである。この虚説はどのようにして作中に定着したのだろうか。

じつは、近似した説を伝える作品は他にも存在する。真名本系の『曾我物語』巻四には次のように記されている。

建久元年戊辰十一月七日鎌倉殿有御上洛、(中略)後白河院有御対面、感朝敵追罰功御在、則賜兵杖、其上尚⑤法皇御感余、所相隨兵共豈空堪馬勞、宜廿余人命任ユキエ韞衛尉由被仰下、可レ為日本將軍由被下⑥勅命畢、將軍承此由再三雖辞申、

話題になつているのは「征夷大將軍」ならぬ「日本將軍」であり、実際に拜命があつたと記されているわけではないが、ここで注目したいのは「法皇御感余」という文言である。これが介在することによって、結果的に補任の榮譽が強調されることは必定だろう。いったい中世の歴史叙述を見渡すと、頼朝に対する後白河の「叡感」「御感」を特記するものが少なくないことに気づかされる。例えば『神皇正統記』には、

頼朝ハ從五位下前右兵衛佐ナリシガ、義仲追討ノ賞ニ越階シテ正四位下ニ叙シ、平氏追討ノ賞ニ又越階、從二位ニ叙ス。建久ノ初ニハジメテ京上シテ、ヤガテ一度ニ権大納言ニ任ズ。又右近ノ大将ヲ兼ス。頼朝シキリニ辞申ケレド、叡慮ニヨリテ朝獎アリトゾ。程ナク辞退シテモトノ鎌倉ノ館ニナンクダリシ。其後征夷大將軍ニ拜任ス。
(第八十二代 後鳥羽院)

とある。⑤から⑥に至る叙述には、征夷大將軍補任をめぐる軋轢の片鱗すら窺えない。結局のところ「叡慮ニヨリテ朝獎アリトゾ」という印象ばかりが残るのである。同じく南北朝時代に書かれた『太平記』も、やはり後白河の「叡感ノ余」に言及している。

元暦年中に鎌倉右大将頼朝卿 平家を追討して功ありし時、後白河院睿感の余に、六十六箇国の総追捕使に補せらる。
(卷一「先代草創事付後醍醐天皇御事」)

もとより平家滅亡直後に後白河が頼朝を賞したことは確かだろう。『愚管抄』第五には「国ニアリナガラ加階シテ正二位マデ成ニケリ」、「武蔵相模ヲハジメテ申ウクルマ、ニタビテケリ」とある。前述の通り、二人の君臣関係にはやがてひびが入るのだが、これまで取り上げてきた諸作品はその点を省筆し、一連の褒賞記事のなかに將軍あるいは総追捕使への補任を紛れ込ませておけるわけである。平家追討と頼朝補任とが短絡的に結びつけられたために、当該部分の叙述の展開は単純なものに成り下がってしまった。しかし、簡略だからこそ解りやすさを獲得していると見ることもできよう。嚆矢となったのは『六代勝事記』あたりであろうか。

征夷將軍二位家、^④西海の白波をたひらげ、奥州の緑林をなびかして後、錦のはかまをきて入洛。黄門・亜相をへて、^⑤羽林・大將軍に任ぜり。^⑥

右の『六代勝事記』の記述には「叡感ノ余」が差し挟まれてはいない。だが、平家追討および奥州藤原氏追討の功績によって將軍補任が実現した、という文脈を読み取ることは容易である。仁治三年（一二四二）からそれほど経ずして成立したと見られる『東関紀行』にも、「去にし治承の末にあたりて、義兵を挙げて朝敵をなびかすより、恩賞しきりにくは、りて、將軍のめしをえたり」という一節が存在している。こうした理解を受け継ぎつつ、「叡感ノ余」を補填することで、『梅松論』の当該記事は成り立っているわけである。

ところで、頼朝の將軍補任をめぐることは、もう一つの異説が伝えられている。『平家物語』に見える寿永二年（一一八三）宣下説である。読み本系と語り本系の両方に共有される記事であり、仮名本『曾我物語』や『保曆間記』にも採り入れられていることから、十四世紀当時広く知られた異伝であったことは確実である。將軍補任が平家滅亡にも先行するという『平家物語』の説を、『梅松論』が採らなかった理由については、ここで一考を要するだろう。この異説が明らかな虚構であるということが最大の原因かと思われるが、『梅松論』固有の將軍観が作用している可能性も見落としてはなるまい。先に引用した頼朝記事の少し前の部分には、次のような主張が見える。

和漢共ニ將軍ト申ハ、朝敵ヲ討武將ノ職也。(中略) 日本ノ事ハ誰モ皆知ル所也。少ハ申ベシ。其中ニ征夷將軍、鎮守府將軍ハ勅ヲ蒙ラザルモ多シ。是ハ戰功アル時將軍トセウスル所也。

右の記事から、『梅松論』における將軍職獲得の前提条件とは、「朝敵ヲ討」つ「戰功」であったことが窺える。まずは「戰功」が肝心だった。頼朝記事が「**㉔**→**㉕**」ではなく「**㉕**→**㉖**→**㉗**」の形に定まったのは、かかる論理に従った結果でもあったと考えたい。

三 頼朝から尊氏へ

頼朝の將軍補任に「叡感ノ余」を介在させている『梅松論』において、榮光に浴した治世が「治承四年ヨリ以来頼朝威風賊塵ヲ払、代々將軍遂ニ無誤兮」、「頼朝卿平家追討以後(中略)天下安全ニシテ吹風枝ヲナラサリキ」と評されるのは自然な流れである。そうした輝かしい存在が尊氏の先例となって表れている記事を、以下、『梅松論』から拾い上げていく。

まずは、建武政権の発足を語る記事の一節を掲げる。尊氏は元弘合戦の恩賞として数箇国に及ぶ知行国を賜ったという。

大將軍(＝尊氏) 叡慮無双ニシテ御昇進ハ申ニ及ズ、武蔵相模其外數ヶ国ノ守ヲ以テ、頼朝卿ノ例ニ任テ御受領アリ。

これが確かに頼朝の先例に準ずるものであることは、『吾妻鏡』(文治二年三月十三日条に引かれる頼朝の書状によって確認できる。頼朝は朝廷に対し、関東諸国に課せられた年貢未納分の免除を願い出ているのだが、その際に自らの分国の名を列記している。具体的には以下の通りである。

頼朝知行国々、相模・武蔵・伊豆・駿河・上総・下総・信濃・越後・豊後等也。

武蔵相模そのほか合わせて九箇国もの知行が認められたのは、頼朝が反平家軍を束ねる絶対的な首長だったからである。それに対し、尊氏は楠正成や新田義貞らと勲功を分かち合っている。けっして反北条軍の首長とは称し得ない。ゆえに、実際には頼朝ほど厚遇されてはいないのである。『神皇正統記』によれば、尊氏に与えられたのは三箇国であった。

抑彼高氏御方ニマイリシ、其功ハ誠ニシカルベシ。スゞロニ寵幸アリテ、抽賞セラレシカバ、ヒトヘニ頼朝卿天下ヲシツメシマ、ノ心ザシニノミナリニケルニヤ。イツシカ越階シテ四位ニ叙シ、左兵衛督ニ任ズ。拝賀ノサキニ、ヤガテ従三位シテ、程ナク參議従二位マデノボリヌ。三ヶ国ノ吏務・守護ヲヨビアマタノ郡庄ヲ給ル。

(第九十五代 後醍醐天皇)

尊氏と頼朝を重ね合わせる観点を、北畠親房もまた共有していたようである。それはさて置き、じつは「三ヶ国」という記述は『太平記』にも存在している。

足利治部卿高氏に武蔵・常陸・下総三箇国、舍弟左馬頭直義に遠江国、新田左兵衛督義貞に上野・播磨の両国、舍弟右衛門佐義助に駿河国、楠判官正成に摂津・河内二箇国、那和伯耆守長年に因幡・伯耆の両国をぞ被行ける。
(卷十二「天下安鎮法事付忠顕朝臣文観僧正事」)

右の恩賞記事は内容の信憑性を疑われているのだが⁹⁾、『神皇正統記』と共通する「三箇国」という数字だけは、かろうじて信用してよいと思われる。尊氏は元弘三年八月五日に武蔵守に任じられているので、『公卿補任』『尊卑分脈』、三箇国のなかに武蔵が含まれていたことはほぼ間違いない。また、弟の直義が同年十一月八日に相模守となつて、『公卿補任』、翌月鎌倉に下向していることから、当時相模も尊氏の分国であった可能性が考えられる¹⁰⁾。その点では、前掲の『梅松論』の記述「武蔵相模其外」は事実を述べたもののようである。しかし、「武蔵相模其外数ヶ

「国」という表現は、他資料のいう三箇国説とは明らかに矛盾する。この表現は誇張と見なすのが妥当だろう。『梅松論』は尊氏の榮譽を強調するために、あえて事実を歪め、九箇国の国主頼朝に比肩させているわけである。

続いて取り上げるのは、追討される身となった尊氏がついに抗戦の決意を固めて鎌倉を出立する場面である。想起されているのは治承年間の頼朝拳兵の先例である。

小山、結城、長沼同キ一族等ヲ被召。此輩ハ治承ノ昔頼朝義兵ノ時、最前ニ忠功ヲ至シ、小山下野大掾少藤原政光入道ガ子共連枝三人ノ子孫也。彼曩祖武藏守鎮守府將軍職ヲ蒙ル五代將軍ノ後胤ナリ。累代武略ノホマレヲ残シ、弓馬ノ芸ノ達者也。其勢二千余騎、武將ノ先陣トシテ建武二年十二月八日鎌倉ヲ立給。

かつて頼朝拳兵時に功をなした小山三兄弟（小山朝政・長沼宗政・結城朝光）の子孫が、天下掌握へと歩み出した尊氏軍の先陣に起用されたというのである。栄えある役目を仰せつかった彼らは、三日後の足柄山合戦でみごとに敵を追い散らし、「武藏大田ノ庄ヲ以テ小山ノ常犬丸ニ行ル」、「又常陸ノ関郡ヲ以結城ノ某ニ行ル」という恩賞にあずかったとされている。この話は『結城家譜』にも「於伊豆国足柄山合戦、朝祐先陣而得勝利」と見えており、事実を伝えている可能性が高い。『太平記』がこれを欠いているのは気になるところであるが、梅松論作者が小山や結城に特別な肩入れをする立場の人間であったなら、朝祐を単に「結城ノ某」と呼ぶことはあるまい。建武二年のこの勲功は捏造されたものではないと考えられる。

逆に、仮構されたとおぼしいのは頼朝故事の方である。『梅松論』が引き合いに出した「治承ノ昔頼朝義兵ノ時」の「最前」の合戦といえ、ふつうは山木兼隆襲撃や石橋山の戦いを想定するだろう。しかし『吾妻鏡』によれば、頼朝が小山朝政らに参向を促す書状を遣わしたのは、石橋山合戦の翌月、治承四年九月三日のことであったという。また延慶本『平家物語』においては、同四年十月に平維盛が富士川から敗走した後、小山朝政は頼朝軍に属するようになったと記されている。では、治承年間（一一七七一八一）に小山一族が頼朝方として初めて弓矢をとったのは、

いかなる合戦であつたのか。『吾妻鏡』は治承五年閏二月に起こつた野木宮合戦（志田義広の乱）を、最初の勲功として位置づけている。このあと養和改元に至るまで、関東においてさほど目立つた合戦は行われていない。『吾妻鏡』と照らし合わせて判断するなら、『梅松論』が念頭に置いているのは、この野木宮合戦ということになるだろう。しかし、ここで二つの問題が生じる。一つは、当時朝光が鎌倉に滞在していたという点⁽¹⁾。すなわち『梅松論』の証言するような、三兄弟そろつての武勲というのは、きわめて疑わしいのである。そしてもう一つ、そもそも野木宮合戦は治承年間の出来事ではなかつた可能性が高いとされている⁽²⁾。『吾妻鏡』の建久三年九月十二日条および元久二年八月七日条において、この合戦は寿永二年（一一八三）の出来事として回顧されており、そちらの情報が正しいのだとすれば、『梅松論』のいう「治承ノ昔頼朝義兵ノ時」は指示対象を失つてしまうことになる。以上の点から、前掲の引用記事の傍線部は確かな史実に基づいてゐるわけではないと考えられるのである。おそらくは建武年間の結城朝祐の事績が先にあつて、それが翻つて治承年間の小山一族に投影されたのだろう。そもそも天下掌握に向けての第一歩が叙述の焦点になつてゐる以上、掲げられる年号は「寿永」や「元暦」ではなく、なんとしても頼朝拳兵の年「治承」でなければならなかつたのだ。先に取り上げた知行国数の事例とは逆に、頼朝側の状況が作り変えられることによって、二人の武將は近接してゐるわけである。

さて、こうして頼朝の先例にあやかりつつ、当初は順調に京都へと進攻した尊氏であるが、やがて楠正成らに敗れ、西国への退去を余儀なくされてしまふ。その乗船場面において、再び頼朝のいくさが話題になつてゐる。

西寇計ヨリ海ニ浮タル舟共ニ誰ノリ始トハナカリシカドモ、大勢舟ニコミノテ、誠昔ノ一谷ノ落足ナンドモ加様ヤトゾ覚シ。「但治承ノ古頼朝ノ義兵ノ始、石橋ノ合戦ニ打負テ、真鶴ガ崎ヨリ御乗船ノ時ハ、土肥次郎実平、岡崎四郎義実以下、主従七人、安房上総ヲ心ザシ、渡海ノ途中ニテ、三浦ノ小太郎義盛参会、此時房州獵嶋エツク。東八ヶ国不レ残相従テ被レ達御本意畢。今度兩將供奉ノ輩ハ、昔ニハ比スベカラズ大勢也。就中頼義義家奥

州征伐ノ時モ七騎ニ成給事有歟。始ノマケ軍ハ御当家ノ佳例也」ト申輩多カリケリ。

よく知られた七騎落ちの故事を持ち出すことで、足利一門は自らの敗戦を「佳例」に転じようとしている。ここで注目されるのは、源頼義の故事が後回しにされ簡略化されている点である。時系列からいえば、本来へ頼義・頼朝・尊氏への順でなければならぬところであり、当該故事の起源となった頼義のケースこそ大きな比重を占めて然るべきである。『源威集』における扱い方がまさしくそうであるように。しかし、『梅松論』は頼朝を先に大きく取り上げている。船で退去するという共通項があったからであろうが、それだけではなく、幕府初代將軍たる頼朝を頼義以上に大きな存在として認識していたからだろう。同じことは『太平記』との比較によつてさらに実感される。『太平記』では足利勢が九州に退去した後の場面（巻十五「多々良浜合戦事付高駿河守異見事」）に、「合戦の勝負は必しも大勢に依ぬ事にて候物を」という主張が見え、その根拠として、「廿八奇を以て百万奇の出レ圍」という漢の高祖の例と、「以七奇伏木の下に隠し」という頼朝の例とが挙げられている。異国本朝の逸話を併記することは、もとより太平記作者の好む手法であるが、その結果、頼朝を特化する『梅松論』とは一線を画すことになっているのである。

以上述べてきたように、『梅松論』は頼朝を先駆者として位置づけることに熱心である。かつて征夷大將軍職を勝ち取った頼朝の先例に目を付け、これと照応させることで、尊氏の身上を飾り立てようとしたのだろう。そのためには虚構を導入することも厭わなかつたようである。

ところが、そうした傾向は作品の終局部に至つて一変する。「治承四年ヨリ以来頼朝威風賊塵ヲ払、代々將軍遂ニ無誤兮」と賞されていたはずの頼朝の治世が、突如批判的に捉え直されてしまうのである。尊氏自身の発言を引用しよう。

將軍被仰テ云、「昔ヲ聞ニ頼朝卿廿年方間、伊谷（イコ）ニ於テ辛勞シテ、義兵ノ遠慮ヲメグラサレシ時ニ、平家ノ惡逆ニヨテ天ノ受与、治承四年義兵ヲ、コシ、元暦元年朝敵ヲ平ラレシ合戦、首尾五ヶ年歟。彼政道ヲ伝聞ニ賞罰分

明也。尤先賢ノクミスル所也。雖然猶以罰ノカラキ方多カリキト聞。因茲氏族ノ輩以下疑心ヲ殘シ、カバ、雖無差誤多誅罰セラレキ。最不便ノ事也。(中略) 此赴ヲ以面々輔佐シ奉ルベシ」ト被_レ仰出_レ之間、下御所(Ⅱ直義)殊喜悅アリ。

また、夢窓疎石の談話にも、

或時夢想国師談儀ノ次ニ、兩将ノ御徳ヲ条々褒美被申。先將軍ノ御事ヲ被仰テ云、「(中略) 治承以来右幕下頼朝、征夷大將軍ノ職ヲカネ、武家政務ヲ自專シ、賞罰私ナシトイへ共、罰ノカラキ故ニ、仁ノカケタルカト見エ、今征夷大將軍尊氏ハ、仁徳ヲカネ給上ニ、三ノ大ナル徳マシマス也。(中略) 末代ニ難有將軍」トゾ、国師ハ談義ノ度毎ニ被申シ。

とある。「仁ノカケタル」頼朝像という規定を行うことで、相対的に「仁徳ヲカネ給上ニ、三ノ大ナル徳マシマス」尊氏像を際立たせようとしているわけである。それにしても、いかに尊氏を顕彰するためとはいえ、自ら積極的に推進してきたへ頼朝との類比を、なぜ『梅松論』は最終的に覆してしまうのか。「頼朝卿平家追罰以後(中略) 天下安全ニシテ吹風枝ヲナラサリキ」と語っておきながら、なぜそれを尊氏への寿詞に活かそうとしないのか。その答えを求めて、次節では尊氏像自体の問題に迫ってみたいと思う。

四 尊氏の將軍補任

延宝本『梅松論』の書写者が識語のなかで「全篇詳載尊氏軍事、蓋足利家属之所録也」と指摘した通り、梅松論作者は尊氏に対する著しい傾倒ぶりを見せている。「今日ノ合戦ニ打勝給シ事ハ、併將軍ノ武略ヨリ出タリ」、「押静テ御座有シ御気色ヲ見奉ルニ、誠ノ天下ノ將軍、武家ノ棟梁ニテ渡セ給ベキ御果報ナレバ」などの記述が紡ぎ出される

所以である。前節で論じた頼朝故事の本来の扱ひも、その一環であり、すべては尊氏を輝かせるための操作であった。

しかし一方で、『梅松論』は尊氏にとつて最も晴れがましいはずの出来事を描いていない。じつは足利政権確立の象徴とも言える征夷大將軍補任の記事を欠いているのである。作中には暦応・康永年間（一三三八―四五）に実施された安国寺利生塔政策のことが記されているので、暦応元年（一三三八）八月十一日の將軍補任（『公卿補任』『玉英記抄』）は叙述対象年代内の出来事であつたと見られる。にもかかわらずこれを欠落させているのは、意外と言わざるを得ない。実際のところ、尊氏形象に關して『梅松論』と同様の好意的姿勢をとつている『保曆間記』には、

同六月ニ、新院ノ御一腹ノ御弟宮豊仁親王ヲ、新院ノ御為子ノ儀ニテ、御位ニ奉即給ケリ。政務ヲバ院中ニテ行レケリ。関白ハ近衛ノ北殿基嗣公、征夷將軍ニハ左兵衛佐源尊氏、武家ノ執權ハ武藏守高階師直、如此成テ、天下ノ事ヲ行ケリ。

とあり、また、必ずしも尊氏賞賛に徹してはいない『太平記』にさえも、

同年十月三日改元ありて暦応にうつる。其十一月五日の除目に、足利宰相尊氏卿上首十一人をこして、位正三位にのほり、官大納言にうつりて、征夷將軍の武將にそなはり給ふ。（卷十九「本朝將軍任兄弟無其例事」）

と記されている。南北朝時代の歴史を語るにあたって、取り上げるべき重要な出来事であつたことは疑いない。それを『梅松論』が描いていないとなれば、作中の尊氏がいかにして將軍たり得ているのか、その拠つて立つところを検証しておく必要があるだろう。

『梅松論』を読み返すと、尊氏が最初の登場箇所から「將軍」と呼ばれていることに気づく。元弘の乱の折、鎌倉から京都へ派遣される場面を掲出する。

元弘三年三月十二日、二手ニシテ鳥羽竹田ヨリ洛中ニ攻入処ニ、六波羅ノ勢馳向テ合戦ヲ致シ追返畢。是ニヨテ

京ヨリハヤ馬関東ニ馳下間、当將軍重討手ニ御上洛アリ。

「当將軍（＝現在の將軍）」という言い方は、『梅松論』が鏡物形式の作品であることをあらためて感得させる。語り手役の「法印」は元弘二年（一一三三）の後醍醐隱岐遷幸を話題にした際に、「過ニシ方廿余年ノ夢ナレバ」と述べているので、語り手と聞き手が問答を繰り返している（現在）とは、文和元年（一一五二）から数年以内ということになるだろう。『梅松論』は歴史語りの外枠を構成するこの（現在）の視点から、遡及的に尊氏を「將軍」と呼んでいるようだ。言い換えるなら、鏡物形式が採用されたことにより、尊氏は作品世界を徹して「將軍」と呼ばれ続けることになったわけである。しかし、だからといって、補任記事が不要だったとは言いつてもいい。現に『太平記』では、巻十四において尊氏が事実上の將軍となったことが語られ、以後「將軍」の呼称が繰り返し使用されるにもかかわらず、巻十九に至って前掲の補任記事がことさらに提示されるのである。すでに「將軍」である人物を「將軍」に任じるという、いわば駄目押しである。形式上の手続さというものは相応の意味を持つていたのだろう。その点、『梅松論』も固有の方法によって將軍尊氏の地位を保証しようとしている。先に引用した記述をもう一度掲出しよう。

和漢共ニ將軍ト申ハ、朝敵ヲ討武將ノ職也。（中略）日本ノ事ハ誰モ皆知ル所也。少ハ申ベシ。其中ニ征夷將軍、鎮守府將軍ハ勅ヲ蒙ラザルモ多シ。是ハ戦功アル時將軍トセウスル所也。

ここから読み取れるのは、「戦功」さえあれば「勅」を蒙らなくとも征夷大將軍になれるという論理である。尊氏の補任を記事化する代わりに用意した文言であろうか。しかしながら、日本の歴史上に正式補任を経なかった征夷將軍と鎮守府將軍が多数いたという説は、にわかには首肯しがたい。かかる強引な説を持ち出してまで、『梅松論』が問題の記事の導入を憚ったとするならば、その理由を考える必要があるそうである。

右に挙げた將軍論は上巻の初めに展開されているものであるが、下巻の終わりの夢窓の談話のなかにも次のような

言説が見えている。

殊ニ將軍ハ君ヲ守リ國ノ乱ヲ治ル職也。ヲボロゲノ事ニ非ズ。異朝ノ事ハヲク。田村利仁頼光保昌、異賊ヲ退治ストイヘ共威勢國ニ及ズ。

上下二卷の將軍論は繋がっていると見てよい。二つの記述を総合するに、「朝敵」を討伐して「國ノ乱ヲ治」め、「君ヲ守」る者こそが「將軍」ということになる。その意味で、頼朝は典型的な將軍であった。他方、尊氏はというと、「朝敵」に該当する鎌倉幕府北条氏を討つたことは確かだが、周知のように、そうして援けた「君」すなわち後醍醐をやがて追い詰める側にまわってしまう。「君」を後醍醐と捉える限り、尊氏に將軍たる資格はない。『尊卑分脈』や『神皇正統記』から窺えるところによれば、中先代の乱鎮定の折には征東將軍補任の宣下がなされており、『太平記』や『保曆間記』はそれを反映する記述を有しているのであるが¹³⁾、『梅松論』だけが「勅許ナキ」ままの出征であったことにしているのは、如上の論理を念頭に置いているからだろう。

では、征夷大將軍職を許した北朝持明院統を「君」と捉えた場合はどうなるか。その場合は「君」側の資格が問題になってくる。じつは『梅松論』の歴史叙述は、大覚寺統の後醍醐を正統な君主と認めるところから始まっていた。対する持明院統は、鎌倉幕府が後嵯峨院の遺勅を無視して擁立したものとされ、

・此二代（一伏見・後伏見）ハ関東ノ計横沙汰也。

・猶非儀ニ立歸リテ、一ノ御子ノ御流伏見院ノ御子萩原新院御在位。

・元徳二年庚午持明院御子量仁立坊ノ儀アリ。以外次第也。

と扱われているのである。それが、足利方に錦の御旗をもたらす存在として認識されるや、唐突に「所詮持明院殿ハ天子ノ正統」と称されるに至る。このほか下巻の冒頭部分には、

光嚴院重祚アリテ、仏法王法昔ニ歸リ、天下今ニ治リケルコソ、御代ノ眼目ナレ。

という発言があり、終局部にも、

東宮本景仁光嚴院受禪アルベシトテ、大嘗会ノ御沙汰アテ、公家ハ誠ニ花ノ都ニゾ有シ。

という寿詞が見える。『梅松論』は足利支持の立場を貫くべく、大覚寺統正統論から一転、持明院統正統論へと移行してしまうわけである。その意味では、作品世界後半における持明院統は、確かに「君」たる資格を備えていると言えよう¹⁴⁾。しかし、そうして輝かしく誕生した北朝は、現実世界では『梅松論』の寿詞と裏腹に、權威を維持し続けることができなかった。光明天皇の在位期間こそ事無きを得たものの、崇光天皇の時代になると、觀応の擾乱（一三五〇—五二）に巻き込まれてしまうからである。足利直義がいったん南朝に降り、続いて尊氏父子までもが大覚寺統の綸旨を戴いたことで、正閏問題はいよいよ混迷の色を深めていく。『梅松論』はそれを語る前に作品世界を閉じているため、持明院統の權威は保たれているのであるが、実際のところ「持明院殿ハ天子ノ正統」という主張が相対的な見方でしかないということをおそらく作者は自覚していただろう。『梅松論』が書かれたのは、作中人物の官職表記から、觀応二年（一三五二）八月以降であることが推定されている¹⁵⁾。作中の語りの場が一三五〇年代に設定されていることも勘案するならば、作者が崇光天皇の廢位（一三五一年十一月）を目の当たりにしていた可能性は十分にある。憶測の域を出ないのだが、『梅松論』はそのような皇統に依存する將軍補任をあえて記事化するよりも、前掲の論理のもとで——「君」や「朝敵」の内実を曖昧にしたまま——尊氏の地位を保証する道を選んでいるのではないだろうか。

なお、神仏や天道の加護について繰り返し言及している点も、結果的にこの問題の解決に寄与している。「今日六月卅日數ヶ所ノ合戦悉未剋以前打勝タリシゾ、仏神ノ加護カト目出カリシ」、「天道ハ慈悲ト賢トヲ加護スベキ間、兩將（＝尊氏と直義）ノ御代ハ周ノ八百余歳ヲ超過シ」などの記述が、天皇の「叡感ノ余」を補って余りあることは贅言を要しないだろう。補任記事がなくても、固有の將軍論と神仏の加護のもとで、尊氏はそれなりに權威ある征夷大將軍と

なり得ているのである。

五 おわりに

いったい歴史叙述のなかに將軍を登場させるにあたっては、「叡感」にあずかって正式に任命されたという形をとるのが望ましかったはずである。頼朝が後白河院によって任命されたという虚説が行われたのは、単に解りやすさだけが求められた結果ではあるまい。さらに言えば、『梅松論』がその虚説を採用し、頼朝を「征夷將軍、鎮守府將軍ハ勅ヲ蒙ラザルモ多シ」の具体例にしなかったのも、同じ理由によると考えられる。「叡感」を背負って將軍となつた頼朝は、まさしく理想を体現する存在として認識されていただろう。足利の言祝ぎを信条とする『梅松論』は、尊氏をこの理想に近づけるべく作為を凝らしていた。しかし、皇統の分裂という現実に引きずられたためか、いよいよ征夷大將軍補任という象徴的出来事を語ろうという段になって、それを記事化することを止めている。ゆえに、頼朝との最後の——そして最も重要な——重ね合わせは実現しなかった。『梅松論』の方針は、いわば空中分解を遂げているのである。

ここで思い出されるのが、本来なら尊氏の將軍補任記事があるべき終局部に、前述した頼朝批判記事が存在している事実である。追隨できなくなった頼朝との距離を埋めるには、これを相対化するしかなかったということだろうか。頼朝というモデルをめぐつて苦慮する梅松論作者の姿が浮かび上がって来よう。だが見方を変えらるなら、將軍補任が描かれないことにより、かえってへ尊氏が將軍であること⁶⁶は説明不要の大前提に昇華しているとも考えられる。福田景道氏は作品世界内における尊氏將軍觀の自明性に注目している。二人の將軍の類比が止んだとき、逆説的に尊氏の絶対化を実現し得る回路が開かれてしまったのだとすれば、それは『梅松論』にとって僥倖というべきだ

ろう。

註

- (1) 『国史大辞典』（吉川弘文館）の「鎌倉幕府」解説参照。
- (2) 西山美香氏『武家政権と禅宗』（笠間書院、二〇〇四年）、I部「初期室町政権と夢窓疎石」参照。
- (3) 本郷和人氏『新・中世王権論』（新人物往来社、二〇〇四年）、序章「武門の覇者の類型」参照。
- (4) 川合康氏『鎌倉幕府成立史の研究』（校倉書房、二〇〇四年）、第二章第六章「武家の天皇観」参照。
- (5) 本稿では京大本『梅松論』をテキストとして使用する。なお、その他の文献の使用本文も併せて示しておく。引用に際しては、いずれも字体を通行のものに改めるなどの処理を施している。
- 梅松論……「翻刻・京大本梅松論」（『国語国文』33―8、33―9）、吾妻鏡……『国史大系、真名本曾我物語……貴重古典籍叢刊』妙本寺本曾我物語（角川書店、神皇正統記・愚管抄……『日本古典文学大系、太平記……』『神宮徴古館本太平記』（和泉書院）、六代勝事記……中世の文学（三弥井書店、東関紀行……『新日本古典文学大系、結城家譜……』統群書類従、保暦間記……『重要古典籍叢刊』校本保暦間記（和泉書院）注(4)と同じ。
- (6) 河内祥輔氏は「日本国第一大天狗」が高階泰経を指していると捉えたが（『頼朝の時代』283―287頁、平凡社）、川合康氏はそれに反論しており（注(4)著書第二部補論）、佐伯真一氏も後白河院諷刺説を採っている（『後白河院と「日本第一大天狗」』、『明月記研究』4、一九九九年）。
- (8) 弓削繁氏校注『六代勝事記・五代帝王物語』（三弥井書店、中世の文学）は、本稿の引用した「羽林・大將軍に任ぜり」を「羽林大將軍に任ぜり」とし、これを近衛大将補任とのみ解している。しかしながら、この段落には句が駆使されていることから、直前の「黄門・垂相」と同様に「羽林・大將軍（＝近衛大将および征夷大將軍）」と読みなすのが妥当ではないかと思われる。「羽林」一語が近衛大将を意味する例は、『平家物語』巻四「南都牒状」などに見られる。
- (9) 岡見正雄氏校注『太平記（二）』（角川文庫）当該本文脚注参照。
- (10) 高柳光寿氏『足利尊氏』（春秋社）、「建武の新政（上）」参照。
- (11) 『吾妻鏡』治承五年閏二月二十七日条によれば、当時十五歳であった結城朝光は頼朝の若宮奉幣に供奉し、志田義弘の敗北

を予見して言上したとされている。

- (12) 石井進氏『鎌倉武士の実像』(平凡社)、「志田義広の蜂起は果して養和元年の事実か」参照。なお、『六代勝事記』は『吾妻鏡』同様、志田義広の乱を治承年間に位置づけている。その問題について論じたものに、外村久江氏『鎌倉文化の研究』(三弥井書店) 第一篇第九章「六代勝事記と源光行」がある。

- (13) 『太平記』の場合、後醍醐は「征夷將軍の事は、関東静謐の忠に依べし。八箇国管領の事は、先子細有べからず」といつて、出征する尊氏に東八箇国管領の地位を許している。この勅許については、『神明鏡』や『応仁別記』にも記されている。一方『保暦間記』には、「但頼朝方任例、征夷將軍ノ官旨ヲ蒙ント申ス処ニ、不叶シテ征夷將軍ノ官ヲ送ラル」とある。文脈からみて、これは「征夷將軍」の誤記だろうが、建武政権下で「征夷將軍之官旨」が下されたとする誤認は、『武家年代記』裏書にも見えていて注意される。

- (14) 『梅松論』における持明院統の位置づけについて、小秋元段氏は「作者は後嵯峨院の遺勅に反して幕府が皇位継承に介入したことを非難はするが、それによって即位した天皇自体を正統ならざる天皇と認めるわけではない」と論じている(『梅松論』の論理と構成)、『駒木原国文』8、一九九七年)。これに対し、福田景道氏は「上巻の正統性は「天」に由来し、下巻の「正統」は嫡・非嫡に基づくとも言える」と述べ、持明院統が「正統」になったのは下巻に至ってからであると説いている(『梅松論』の皇位継承史構想——後堀河院・後嵯峨院・光厳院の正当性——、島根大学『国語教育論叢』14、二〇〇五年)。

- (15) 小秋元段氏『梅松論』の成立——成立時期、および作者圏の再検討——(軍記文学研究叢書8『太平記の成立』所収、汲古書院、一九九八年) 参照。

- (16) 福田景道氏『梅松論』の基幹構想——「將軍」と「正統」——(『島大國文』23、一九九六年) 参照。

——文学部専任講師——